

土地有償譲渡届出書

届出日を記入してください

あて名は「貝塚市長」となります

令和〇〇年〇〇月〇〇日

貝塚市長様

譲り渡そうとする者	住所	貝塚市島中〇丁目〇〇-〇〇
	ふりがな氏名	こすもすこうぎょうかぶしがいいしゃ かいづか いちろう 秋桜工業株式会社 代表取締役 貝塚 一郎

公有地の拡大の推進に関する法律第4条第1項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

備考4 参照

1 譲り渡そうとする相手方に関する事項

譲り渡そうとする相手方	住所	貝塚市脇浜〇丁目〇〇-〇〇
	氏名	姫松不動産株式会社 代表取締役 二色 太郎

2 土地に関する事項

所在及び地番	地目	地積 (㎡)	当該土地に存する所有権以外の権利		
			種類	内容	当該権利を有する者の氏名及び住所
貝塚市 〇〇町〇丁目〇〇 〇〇	宅地 雑種地	合計500㎡ (550㎡)			氏名 住所

3 地番はすべて記入してください

備考1 参照

備考2 参照

備考4 参照

所在及び地番	用途	構造の概要	延べ面積 (㎡)	当該工作物の所有者の氏名及び住所		備考3 参照	備考4 参照	
				種類	内容		当該権利を有する者の氏名及び住所	備考5 参照
貝塚市 〇〇町〇丁目 〇〇	〇〇	〇〇造 〇階建	200㎡	氏名	〇〇 〇〇		氏名	
				住所	〇〇市〇〇町〇〇		住所	

4 例:住宅・事務所・工場等

例:鉄骨造3階建
木造2階建等

工作物の所有者が届出者と同じ場合は、「届出者と同じ」と記入してください

譲渡予定価額	263,000,000円	0円	263,000,000円
--------	--------------	----	--------------

5 その他参考となるべき事項

備考5 都市計画施設等の名称を記入してください

工作物が無い場合又は、届出者が工作物を撤去する場合は、「該当なし」と記入してください

都市計画道路〇〇〇〇〇〇線

備考

- 「地目」の欄には、田、畑、宅地、山林等の区分により、その現況を記載すること。
- 「地積」の欄には、土地登記簿に登記された地積を記載すること。実測地積が知れているときは、当該実測地積を「地積」の欄にかっこ書きで記載すること。
- 「内容」の欄には、存続期間、地代等当該権利の内容をできる限り詳細に記載すること。
- 譲り渡そうとする者、譲り渡そうとする相手方、土地に存する所有権以外の権利を有する者又は当該土地に存する建築物その他の工作物に関し、所有権若しくは所有権以外の権利を有する者が、法人である場合には、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 当該土地が法第4条第1項第1号から第5号(裏面参照)までのいずれに該当するかが明らかな場合には、「その他参考となるべき事項」の項にその内容を記載すること。
- 当該土地の位置及び形状を明らかにした図面を添付すること。

公有地の拡大の推進に関する法律

(土地を譲渡しようとする場合の届出義務)

第四条 次に掲げる土地を所有する者は、当該土地を有償で譲り渡そうとするときは、当該土地の所在及び面積、当該土地の譲渡予定価額、当該土地を譲り渡そうとする相手方その他主務省令で定める事項を、主務省令で定めるところにより、当該土地が所在する市町村の長を経由して、都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 都市計画施設(土地区画整理事業(土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)による土地区画整理事業をいう。以下同じ。))で第三号に規定するもの以外のものを施行する土地に係るものを除く。)の区域内に所在する土地
- 二 都市計画区域内に所在する土地で次に掲げるもの(次号に規定する土地区画整理事業以外の土地区画整理事業を施行する土地の区域内に所在するものを除く。)
 - イ 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により道路の区域として決定された区域内に所在する土地
 - ロ 都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)第三十三条第一項又は第二項の規定により都市公園を設置すべき区域として決定された区域内に所在する土地
 - ハ 河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第五十六条第一項の規定により河川予定地として指定された土地
 - ニ イからハまでに掲げるもののほか、これらに準ずる土地として政令で定める土地
- 三 都市計画法第十条の二第一項第二号に掲げる土地区画整理促進区域内の土地についての土地区画整理事業で、都府県知事が指定し、主務省令で定めるところにより公告したものを施行する土地の区域内に所在する土地
- 四 都市計画法第十二条第二項の規定により住宅街区整備事業の施行区域として定められた土地の区域内に所在する土地
- 五 都市計画法第八条第一項第十四号に掲げる生産緑地地区の区域内に所在する土地
- 六 前各号に掲げる土地のほか、都市計画区域(都市計画法第七条第一項に規定する市街化調整区域を除く。)内に所在する土地でその面積が二千平方メートルを下回らない範囲内で政令で定める規模以上のもの

(裏 面)